

# 自由同和

大阪版

- 運動スローガン
1. 自由な論議の場を!
  2. 行政の主体性の確立
  3. エセ同和行為の排除

## No. 410

2021年(令和3年)4月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局  
堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F  
電話(072)224-1111  
■発行人 畑中幸司  
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

# 大阪府本部理事会 4月9日(金)開催

**お知らせ**  
令和3年4月9日開催の理事会に於いて自由同和会大阪府本部会則に則り、若林孝典支部長の除名処分並びに岸貝支部の廃止を決定しました。



令和3年4月9日(金)大阪府本部理事会を大阪府経済工商連合会事務所に於いて三密を避けて開催される。開催に先立ち、畑中会長より「コロナウイルス感染症拡大の中、厳しい状況にありますが、感染症対策で自分自身を守り会員の皆様との相談には真摯に向き合っている事ですが、年度初めという事で、エセ同和行為や会員の皆様の相談などに対しは過度な甘言は行わず、誠心誠意対応していただきます。自由同和会大阪府本部が一体となってこの難局を乗り越え、本年度も運動に邁進していただきます。」と語られる。議案は、すべて可決され閉会しました。

## 2021(令和3)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書 大阪市回答

**1 松井一郎市長の同和問題をはじめ様々な人権問題の早期解決に向けた決意を明らかにされたい。**  
事務局 ダイバーシティ推進室 人権企画課  
同和問題(部落差別)に関して、差別投書やインターネット上での差別的な書き込みなど、悪質な差別事象が生じており、市民意識調査の結果を見ても、結婚や住宅の選択に際して忌避意識が依然として残っていることは認識しています。  
国においては、平成28(2016)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されましたが、本市においても、インターネット上の書き込みによる差別事象について大阪法務局に対して削除要請を行うなど、粘り強く適切対応していくとともに、今後とも、法律の趣旨を踏まえ、同和問題(部落差別)の一日も早い解決をめざし、取り組んでまいります。  
また、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題(部落差別)をはじめとする、さまざまな人権課題の解決に向け、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき人権啓発・教育や相談などの取組みを推進しています。  
今後も引き続き、国や大阪府と連携しながら、さまざまな人権課題の解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

**2-(1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、新たな施策は講じられるのか、また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。**  
事務局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

本市においては、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざしており、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、さまざまな取組みを進めているところです。  
平成28(2016)年に「部落差別解消推進法」が施行されており、本市としましては、引き続き国や大阪府と連携しながら、同和問題(部落差別)の早期解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

**2-(2) 「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。**  
事務局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

本市においては、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざしており、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、さまざまな取組みを進めています。  
国に対しては、法務省に「人権救済等に関する法制制度の確立について」として、「児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力等のほか、インターネット等を悪用したいわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が多数発生しています。また、平成28年4月には「復刻 全国部落調査 部落地名総鑑の原典」と題し、同和地区名とする地名等を一覧にした書籍が発行、販売されようとしたところです。このような様々な人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済等に関する法制制度を早期に確立してください。」という要望や、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策等について、「国の責務を踏まえた運用方針及び具体的な施策の内容を早急に示すとともに、必要な財政措置を講じてください。」という要望などを大阪府や大阪府市長会等と連携して行っています。

**2-(3) 令和元年度に発生し、大阪市及び大阪市教育委員会が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。**  
事務局 人権啓発・相談センター 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当

人権啓発・相談センターが把握している令和元(2019)年度の差別事象は84件で、その内訳は、同和問題をめぐる事象は24件、民族に関しては43件、障がい者に関しては7件、女性に関しては2件、その他8件となっています。  
同和問題に関する差別事象24件の内訳は、落書きが4件、電話が6件、投書が11件、発言が2件、貼紙が1件となっています。  
このような事象は、今なお根強く存在する偏見や差別意識、忌避意識が顕在化したものであり、そういった状況を把握・分析し今後の課題を検討することが、啓発を推進するうえで非常に重要であると認識しています。  
教育委員会が把握している各学校園における令和元年度の同和問題に関する差別事象は、0件です。学校園における同和問題に関する差別事象が起こった際には、教職員による共通理解、学級・学年の子どもたちへの指導等、迅速に対応し、同和問題に対する理解の充実と人権尊重の精神の涵養に努めております。今後も国からの指導・助言等に基づきながら、部落差別の解消に向けた教育及び啓発を進めてまいります。

**2-(4) 「大阪市人権行政推進計画」の進捗状況を明らかにされたい。**  
事務局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 事務局 人権啓発・相談センター

本市は、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる「国際人権都市大阪」をめざして、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定しております。  
本計画では、日常生活でもなじみの深い車を走らせる様子に例えて、標識(人権の視点!100!)、道しるべ(「人権が尊重されるまち」指標)、エンジン(人権教育・啓発)、エアバッグ(人権相談・救済)とし、この4つの柱立てにより具体的な取組みを推進しています。  
「人権の視点!100!」については、全所属において、事業や施策に人権の視点を取り入れた取組みを掲げ、毎年度、PDCAサイクルによって評価・改善を行う「人権の視点!100!実行プログラム」を策定し、取組みを進めています。  
「人権が尊重されるまち」指標については、本市として進めている施策の進捗がどのようになっているかを市民

に分かりやすく示すため、人権関連の施策・計画の目標値及びその達成状況等について取りまとめたものを、毎年度改定し、公表しており、令和2年度版についても現在改定作業中です。

「人権教育・啓発」及び「人権相談・救済」については、多様な人権問題に対応する総合的な拠点施設として開設した大阪市人権啓発・相談センターにおいて、市民と協働して地域に根ざした実効性のある啓発事業を実施するとともに、専門相談員による人権相談窓口を開設することにより、喫緊の課題であるコロナ差別を含む人権侵害の救済に向けて効果的な支援を行っています。

今後とも「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、「人権が尊重されるまち」をめざして、効果的な事業を展開していきます。

**2-(5)① 部落差別の解消の推進に関する法律」の第6条調査結果が本年6月法務省により公表されたが、4項目の実態調査での国民意識調査でも「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との設問に、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が37.6%と一番多かったことは考慮しなければならない。**

次の3点について明らかにされたい。  
**①同和問題解決のため、大阪市及び大阪市教育委員会が行っている啓発事業や学校教育の実施状況を明らかにされたい。また、充実に努められたい。**  
事務局 人権啓発・相談センター 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当

同和問題(部落差別)の解決は国民的課題であり、その解決に向けて市民が正しく理解するための啓発事業は重要なものであると認識しています。

人権啓発・相談センターにおきましては、人権啓発推進員に対する同和問題(部落差別)研修を実施するとともに、企業啓発においても、同和問題(部落差別)研修を実施しています。

また、人権情報誌KOKORO ねっとにおいて啓発記事を掲載するとともに、同和問題(部落差別)に関する啓発用教材を購入し、広く市民・企業等に貸し出しや配布を行うなど多様な方法で啓発に努めています。

教育委員会では、平成28(2016)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されたことを受け、平成30(2018)年度に「大阪市教育委員会「人権教育・啓発推進計画」実施計画」を改訂しました。

本実施計画に基づき、各学校園でのより一層の人権教育の充実を図るため、「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」において、運営に関する計画と人権教育推進との関連や目標、各学年、各教科・領域における人権教育の目標を記述するなど、子どもの発達段階や各教科の特性に応じて、地域との連携を進めながら学校園での教育活動全体を通じて計画的に人権教育を行うよう指示しております。

さらに、個別的な人権課題の一つひとつについて、学年別に取り上げる内容を集約するなど、その実施状況について、より具体的に把握できるよう、形式を変更しております。引き続き、全学校園において、それぞれの実態に応じた「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」の立案ならびに具体的な取組みの推進に努めてまいります。

また、平成30(2018)年度には、各校において同和教育の一層の充実を図ることができるよう、「学力の基礎としての人権教育 個別課題の実践デザイン～同和教育～」の実践資料集を作成しました。この資料については、すべての教職員が個々の端末で閲覧・活用できるように、大阪市教育センターの「waku×2.com-bee ポータルサイト」へ掲載しています。

教育委員会としましては、今後も引き続き、「大阪市教育委員会「人権教育・啓発推進計画」実施計画」に基づき、各学校園が作成した「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」をその実態に応じた具体的な実践として進められるよう支援するとともに、年度末には各学校園の取組みの評価を集約し、まとめてまいります。そして、発行しました実践例の活用をさらに進め、より一層の人権教育の推進に努めてまいります。

**2-(5)② 職員及び教職員に対する人権研修の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。**  
事務局 人権啓発・相談センター 教育委員会事務局 教育センター 教育振興担当

本市では、職員を人権行政の担い手として育成することが重要であるため、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、管理者層を対象に、同和問題(部落差別)を必修とし、さまざまな人権課題をテーマとした人権研修を選択受講できる形で、講師の講演をeラーニングで実施するとともに、全職員を対象に、同和問題(部落差別)・感染症に関わる人権問題についての人権研修を、eラーニングで実施しており、全職員が人権研修を年1回以上受講するようにしております。

また、教職員が人権に関する知識を身につけ、人権感覚を醸成していくために、すべての教職員に向けて、人権教育に関する研修を実施しています。それらの研修においては、平成28(2016)年12月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」を含めた様々な法律をふまえ、企画、運営に努めております。

管理職においては、今年度は、校園長研修ならびに教頭・副校長・幼稚園主任研修でeラーニングによる人権教育研修を実施しました。研修内容は「同和問題(部落差別)について」で全管理職を受講対象としております。

新任教員研修では、多様な子どもたちを理解するために、差別がうまれる構造や子どもたちの背景のちがいを意識して多面的に子どもを捉える大切さについて学ぶようにしております。新任教員研修(2年目)では、当事者の発言や市民意識調査等から同和問題(部落差別)を論証するものとして、部落差別の解消に向けた教育を進めるための「全地域共通資料」を新たに作成し、受講者全員が閲覧できるようにしています。また、各地域における人権課題に応じた資料を作成し、地域ごとに受講者が閲覧できるようにして人権感覚の醸成と、人権尊重の理念に基づいた行動ができる教職員の育成を進めております。

教職員地域研修等では、様々な人権課題の理解を深めることができるよう努めております。また、人権教育教

材集・学力の基礎としての人権教育」などの資料の活用も図り、指導力・実践力の向上に取り組んでおります。

今後とも、人権問題について、正しい理解と認識を持ち、人権尊重を基礎として業務を遂行するよう、研修の一層の推進・充実を図ってまいります。

## 2-(5)③ 令和元年度の人権相談の窓口の実態を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。

市民局 人権啓発・相談センター  
人権教育・啓発については、平成21(2009)年2月に策定した「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき「人権が尊重されるまち」へ導くための大きな原動力(エンジン)として継続的・総合的に推進し、また「人権相談・救済」は、人権侵害が起こったときの備え(エアバッグ)となるもので、さまざまな問題に迅速かつ柔軟に対応し、救済につなげていくこととしています。

人権啓発・相談センターにおいて専門的な知識を備えた専門相談員を配置し、相談者とともに解決方法を考え、適切なアドバイスを行うほか、相談内容に応じた専門の相談機関を紹介・連絡するなどの方法で、相談者の自主的解決を支援しています。また、市民の利便性向上のため、区役所等への出張相談も実施しています。

加えて、相談事案の早期救済につなげていくため大阪弁護士会との連携のもと、適時弁護士から法的助言を受けることのできる体制を構築しているところです。

令和元(2019)年度の課題別相談実績としては、3,878件の相談があり、相談内容として、障がいのある人に関係する相談が多くなっています。

区役所においては、市民にとって身近な人権相談窓口を開設し、人権侵害をはじめとした様々な人権問題について、情報の提供と相談に応じています。

区における令和元(2019)年度の人権相談実績は49件あり、その内容としては、障がいのある人からの相談をはじめ、配偶者からのハラスメント等に関するもの、近隣トラブル等、様々な相談が寄せられており、人権に関する様々な課題が重なり合う場合の窓口としての役割も担っています。

本市といたしましても、相談窓口の市民への一層の周知、相談機関相互の連携強化、多様化する人権問題にも対応していくため、各区相談担当者への人権問題研修やケーススタディの実践を通じて職員のスキルアップを図っています。

## 2-(6) 「部落差別の解消の推進に関する法律」を悪用したエセ同和行為の増加が危惧されるが、同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための取り組みを明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 市民局 人権啓発・相談センター  
エセ同和行為は、同和問題(部落差別)に関する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む大きな要因となっており、多くの人々が積み重ねてきた啓発活動の効果を一挙に覆すものであり、同和問題解決の大きな阻害要因となっており、法務省を中心に、エセ同和行為の実態把握に努めるとともに、「エセ同和行為対応の手引」を作成するなど、その排除にむけた取り組みを進めています。

本市においても、企業に対して、エセ同和行為の排除に関する啓発用視聴覚教材を提供するなど、啓発の推進に努めるとともに、情報交換や対応策の協議をする場として大阪法務局に設置された「エセ同和行為対策関係機関連絡会」において、関係機関と相互に連携を図っているところです。

今後とも、法務局等関係機関との連携を図りながら、エセ同和行為の排除に向けた啓発に努めてまいります。

## 2-(7) 同和問題の早期解決のための総合調整機能の在り方と事業の必要性の把握の方策を明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課  
大阪市人権施策推進審議会の答申「今後の人権行政のあり方について」の中で、「人権行政を推進するための枠組み」として、「推進の中核を担う部署においては、従来の縦割りの弊害を克服し、総合調整機能を発揮しつつ、横断的な視点での人権擁護の解決に向け、企画・立案・計画を行うとともに、人権尊重の観点からの評価・検証を行い、状況に応じて施策の改善要請を行うなどの責務を果たす組織に充実・強化する必要がある。」としています。

本市ではこの答申をふまえ、市政運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、さまざまな人権課題に関する解決方策の検討を進めるため、全庁的な「大阪市人権行政推進本部」を設置し、全部局・区において人権尊重の視点からの取り組みを進めており、今後とも全庁的な総合調整機能を果たせるように積極的に取り組んでまいります。

また、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき国が実施し、令和2年6月に公表された「部落差別の実態に係る調査」の結果報告で示された「今後の施策の在り方」を踏まえ、引き続き、教育・啓発や相談などに粘り強く適切に対応してまいりたいと考えております。

今後とも、「大阪市同和問題に関する有識者会議」の意見をお聴きし、その内容について「大阪市人権施策推進審議会」に報告するなど、同和問題(部落差別)の一日も早い解決に努めてまいります。

## 2-(8) 同和問題・人権問題の解決を中心に据えた予算編成の考え方を明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課  
令和3(2021)年度予算編成においては、厳しい財政状況のなか、多様化する市民ニーズに速やかに応え、市民の安全・安心を支える安定した財政基盤の構築に向け、引き続き補てん財源に依存することなく収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政健全化への取り組みを進めるとともに、限られた財源のもとでの一層の選択と集中を全庁的に進めることとしています。

また、自律した自治体型の区政運営の推進に向け、基礎自治行政に関しては、区長が区の特性や地域の実情に即した施策を展開・充実できるよう、その決定権に基づき、局予算も含め予算を編成することとしています。

厳しい財政状況のもと、局・区が連携して、より効果的、効率的な人権施策の推進に努めてまいります。

## 2-(9) 待機児童問題や保育士不足そして保育の質の低下などが懸念されるが、大阪市としてのお考えを明らかにされたい。

子ども青少年局 保育施策部 保育企画課  
待機児童問題に際しましては、民間保育所の新設や既存施設の増改築、認定こども園、地域型保育事業所などの施設整備に加え、保育士宿舎借り上げ支援事業、新規採用保育士特別給付に対する補助事業などの保育人材確保対策事業等の整備によらない対応により、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所確保を計画的に進めております。

## 2-(10) 安定就労に向けた雇用対策及び就職差別防止のための取り組みを明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 市民局 人権啓発・相談センター  
本市では、若年者、障がい者、ひとり親家庭の親など「就職に向けた支援が必要な人」に対する就業支援を重要な柱として取り組みを進めています。

市内4ヶ所の「しごと情報ひろば」では、キャリアカウンセラーによる職業相談・職業紹介を行うとともに、一人ひとりの支援ニーズや可能性に応じた就業支援を各就業支援機関と連携しながら推進しているところです。また、「しごと情報ひろば天下茶屋」・「しごと情報ひろば西淀川」・「しごと情報ひろば平野」においては、ハローワークとの一体的運営を実施しており、ハローワーク職員の常駐により取組みを進めています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急雇用対策として会計年度任用職員を、令和2(2020)年度内の期限付きで任用しております。

今後とも、国及び大阪府の施策と連携を図りつつ、市民の就業を支援する取り組みを進めてまいります。一人ひとりの人生に大きな影響を与える就職にあたっては、いかなる差別も許されるのではなく、すべての人びとの職業選択の自由を確保するとともに、就職の機会均等を保障し、基本的人権を尊重した公正な採用選考の実現が不可欠です。

大阪市では、大阪府内において毎年6月に取り組まれている「就職差別撤廃月間」において、関係行政機関・大阪市企業人権推進協議会等関係団体と連携した取組みを行っており、区の広報紙や大阪市ホームページへの啓発記事の掲載などの手法により就職差別の撤廃を訴えています。

また、本市では、市内企業における人権啓発や人権研修を側面から支援・推進しており、その中で、企業において人権問題が正しく理解され、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考システムの確立が図られるよう、「公正採用選考人権啓発推進員」制度の周知に努めています。

今後とも、大阪労働局・大阪府と連携しながら、就職差別撤廃に向けた啓発を継続的に行っていきます。

## 2-(11) 新型コロナウイルス感染症を原因として離職された人への雇用対策・事業者への支援をどのように対応されているのか明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 経済戦略局 産業振興部 企業支援課・産業振興課

本市では、若年者、障がい者、ひとり親家庭の親など「就職に向けた支援が必要な人」に対する就業支援を重要な柱として取り組みを進めています。

市内4ヶ所の「しごと情報ひろば」では、キャリアカウンセラーによる職業相談・職業紹介を行うとともに、一人ひとりの支援ニーズや可能性に応じた就業支援を各就業支援機関と連携しながら推進しているところです。また、「しごと情報ひろば天下茶屋」・「しごと情報ひろば西淀川」・「しごと情報ひろば平野」においては、ハローワークとの一体的運営を実施しており、ハローワーク職員の常駐により取組みを進めています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急雇用対策として会計年度任用職員を、令和2(2020)年度内の期限付きで任用しております。

今後とも、国及び大阪府の施策と連携を図りつつ、市民の就業を支援する取り組みを進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様への支援については、現在国等において、様々な施策が実施されています。

本市におきましても、次の施策を実施しております。

(1)大阪産業創造館の中小企業プラザにおいて、府市の経営相談窓口を集約し、中小企業の様々な相談に各分野の専門家が対応しています。

特に新型コロナウイルスの流行により、幅広い中小企業等への経営面、資金面への影響が懸念されることから、当該プラザにあります「大阪府よろず支援拠点」において、『新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者相談窓口』を設置しています。

(2)国が発動した危機関連保証やセーフティネット保証等に対応し、大阪府制度融資への申し込みが可能となる認定業務を行うなど、事業者の皆様への資金繰りの支援に取り組んでいます。

(3)大阪府と連携し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、大阪府から施設の使用制限による休業要請等(令和2(2020)年4月14日から5月6日まで)を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象に、「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」を支給しております。

(4)新型コロナウイルス感染症拡大を受け、大阪府が8月6日から20日までの間、大阪ミナミ地区の一部区域を対象に実施した、接待を伴う飲食店等に対する休業要請等にご協力いただいた事業者に対しまして、大阪府との共同により、「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」を支給しております。

(5)大阪府が11月27日から12月15日までの間、大阪市北区及び中央区を対象に実施している、接待を伴う飲食店等に対する休業要請等にご協力いただいた事業者に対しましては、大阪府と共同により、「(仮称)令和2年11月-12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」を支給する予定です。

今後も引き続き、国や府との連携を図りながら、事業者の皆様への支援に取り組んでまいります。  
(令和2(2020)年12月4日時点)

## 2-(12) コロナ禍において、中小零細企業の業績が上がらない状況が続いている。脆弱な中小零細企業に対し具体的な金融支援策を明らかにされたい。

経済戦略局 産業振興部 企業支援課  
本市では、市内中小企業者の資金調達の円滑化を図るとともに、その振興、発展を支援するため、中小企業者が必要とする事業資金を大阪信用保証協会の保証を付けて融資する制度融資を実施しています。

具体的には、経営環境の変化等により売り上げが減少している市内の小規模企業者を対象とした「経営支援特別融資」や、設備投資を行うことで経営基盤の強化を図ろうとする市内中小企業者を対象とした「設備投資応援融資」を実施しており、貸出金利を低く抑えることで利用者の負担軽減を図っております。

現在は、国が発動した危機関連保証やセーフティネット保証に対応した大阪府制度融資のニーズが高くなっており、本市では、大阪府制度融資への申し込みが可能となる認定業務を行っております。

今後とも、市内中小企業の実情やニーズを把握し、関係機関等との連携のもと中小企業者の資金調達の円滑化に努めてまいります。

## 2-(13) 「障害者雇用促進法」の改正により、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障がい者が追加されたが、企業等における障がい者の法定雇用率と雇用率を上げるための取り組みを明らかにされたい。

なお、雇用率が上がったとしても、非常勤(非正規)職員では常勤(正規)職員と格差があるため、常勤(正規)職員の雇用枠が増えるような取り組みを図られたい。

福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課  
障がい者雇用の促進にかかる取組みとしては、「障害者雇用支援月間」に定められている9月に大阪府や独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部などと協力して、毎年市役所正面玄関ホールにて、障害者雇用支援月間ポスター原画入賞作品展覧会を行うなど、啓発活動に努めているところです。

2-(14) 高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のためにも世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。独居高齢者が地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。

また、高齢者の増加に伴い介護を必要とされる高齢者も増えており、例えば「老老介護」や「家族介護」のために介護離職などにより、経済的困窮や介護疲れからネグレクトや悲惨な事件になることもある。介護者への支援体制の取り組みをどのようになされているのか。

また、施設入所を希望しても特別養護老人ホームの数は足りておらず、経済的な理由により有料の老人ホームには入所できないのが現状である。公的年金で入所可能な介護施設の充実等についても対処されたい。

福祉局 高齢者施策部 いきがい課・高齢施設課 福祉局 生活福祉部 地域福祉課  
本市では、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援することを目的として、各区に1施設(北区と中央区には各2施設)老人福祉センターを設置しております。

老人福祉センターでは、高齢者のニーズをもとに、世代間交流にも取り組んでいるところです。

「孤立死」等防止の関連では、地域における見守りのネットワークを強化するために平成27(2015)年度より「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施しており、各区社会福祉協議会に福祉専門職のワーカーを配置した「見守り相談室」を設置しています。見守り相談室では、要援護者を地域の見守り等につなぐとともに、孤立死リスクの高い要援護者やセルフネグレクトの状態にある方に対して、福祉専門職のワーカーがねばり強くアウトリーチを行い、関係部署、関係機関と連携し、必要な支援につなぐなどの取り組みを行っています。

また、ライフライン事業者等が日常業務の中で、孤立死につながるような異変を察知した場合は、区役所等へ連絡してもらうよう連携協定も締結しており、連絡があった時は、区役所と見守り相談室が連携し、安否確認を行っています。

本市では、3年毎に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しており、平成30(2018)年度～令和2(2020)年度までを計画期間とする現計画では、特別養護老人ホームの整備目標について、令和2(2020)年度目標の定員数を14,500人に現在定しております。

令和2(2020)年12月現在、大阪市所管の特別養護老人ホームは157施設13,911人分が開設されており、今後とも、高齢者の方々のニーズや地域の実情を勘案しながら、計画的な整備に努めてまいります。

## 2-(15) 旧同和地区内の市営住宅の耐震化・老朽化による建て替えの考え方について明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにも、このような機会を契機に、民間事業等の力を活用するなど工夫を行い、福祉施設の導入や一部中堅所得者向けの特定賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。

都市整備局 住宅部 建設課  
市営住宅については、老朽化が進み、建替えや改善等による更新が必要なストックが存在し、また、高齢化の進行によるコミュニティの沈滞化なども重要な課題となっており、平成28(2016)年3月に「大阪市市営住宅ストック総合活用計画」を策定したところです。

計画では、建替えを基本に、耐震改修や全面的改善などの手法を活用し、市営住宅ストックの計画的な更新を進めるとともに、予防保全の観点から計画的な改修を実施することとしております。

さらに、建替余剰地を活用して良質な民間住宅や生活利便施設、福祉施設等の導入を図り、周辺地域と一体となったまちづくりを進め、コミュニティの再生と地域のまちづくりへの貢献を図りながら、今後とも多くの市民の方々に支持される「市民住宅」の実現に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。